



山形県公報

令和2年9月25日(金)
第141号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……987
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……988

公 告

- 一般競争入札の公告……………(税 政 課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(庄内総合支庁建築課) ……989

告 示

山形県告示第679号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社みつたま自然農園 鶴岡市大西町19番14号	みつたま訪問介護事業所 鶴岡市大西町19番14号	居 宅 介 護	令和 2. 9. 15
株式会社みつたま自然農園 鶴岡市大西町19番14号	みつたま訪問介護事業所 鶴岡市大西町19番14号	重度訪問介護	同

山形県告示第680号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和2年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
基幹水利施設ストックマネジメント事業	青 龍 寺 川 地 区	令和2年3月13日
基幹水利施設ストックマネジメント事業	田 沢 地 区	令和2年4月22日

山形県告示第681号

次の開発行為は、完了した。

令和2年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和2年2月26日 指令村総建第299号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
寒河江市大字寒河江字内の袋56番、57番2、58番、59番、60番、61番、62番、63番、64番、65番、66番2、67番2、68番3、68番4、69番1、70番、71番、59番地先、62番地先、66番2地先、71番地先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
寒河江市本町一丁目9番17号 チェリー不動産株式会社

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和2年度税制改正（法人二税）対応のための税務総合電算システム改修業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
 - (2) 日時 令和2年11月6日（金）午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 令和2年度税制改正（法人二税）対応のための税務総合電算システム改修業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から令和3年5月31日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関して JIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) 過去5年以内において、都道府県税事務全般に関するコンサルティング、システム設計、システム開発等を受託した実績があること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課税務電算担当 電話番号023(630)2096
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和2年10月16日（金）午後3時まで山形県総務部税政課税務電算担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類、2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）並びに競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Maintenance of the Tax Computer System for the Tax Reform for FY2020(Corporate two taxes), 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. November 6, 2020
- (3) Contact point for the notice: Tax Computer Systems Section, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2096

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃				摘要			
					収入が104,000円以下 の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営美原アパ ート2号	鶴岡市美原町19 -28	住宅形式 2DK 1戸当たり 住戸専用 面積 40.5 平方メートル	1	特定目的用 (高齢者専用)	11,800	13,600	15,600	17,600	20,100	23,200	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 東部アパ ート1号	同 朝陽町6 -25	3DK	1	一般用	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		
同	同	同	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		单身可
同 2号	同 -5	同	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		
同	同	同	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		单身可
同 茅原アパ ート1号	同 茅原字草 見鶴16-1	同	2	同	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000		同
同 2号	同	同	1	同	15,700	18,100	20,700	23,300	26,700	30,800		同
同	同	同	1	同	17,200	19,800	22,700	25,600	29,200	33,700		同
同 城南アパ ート1号	同 城南町9 -34	同	1	同	18,500	21,400	24,500	27,600	31,500	36,400		
同 2号	同 9 -30	同	1	同	18,500	21,400	24,500	27,600	31,500	36,400		单身可
同 末広アパ ート1号	同 末広町23 -63	同	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		
同 2号	同 -62	2LDK	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		
同	同	3DK	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		
同	同	同	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		单身可

同 川南アパ ト1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	2	同	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900	
同	同	同	51.2	1	同	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900	单身可
同 2号	同 1-2	同	51.2	2	同	15,400	17,700	20,300	22,900	26,100	30,200	
同	同	同	51.2	1	同	15,400	17,700	20,300	22,900	26,100	30,200	单身可
同 川南住宅4 号	同 1-4	3K	54.6	2	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	
同	同	同	54.6	2	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	单身可
同 川南アパ ト5号	同 1-5	同	55.7	2	同	16,900	19,500	22,300	25,100	28,700	33,100	
同 こがねアパ ト1号	同 こがね町 一丁目21-1	3DK	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同	同	同	63.5	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	单身可
同 2号	同 21-11	同	63.9	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	
同 3号	同 21-14	同	61.0	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000	
同 東泉アパ ト1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	64.2	3	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,100	单身可
同 2号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	同
同	同	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	同
同 3号	同	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	
同	同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	

同 鳥海アパー ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	2	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	单身可
同 2号	同	同	69.2	1	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	同
同 新橋アパー ト	同 新橋五丁 目5-1	同	68.2	2	同	23,700	27,400	31,300	35,300	40,400	46,600	
同 北新町アパ ー ト	同 北新町一 丁目1-58	2DK	55.0	1	同	19,500	22,500	25,700	29,000	33,200	38,300	
同	同	同	55.0	1	同	19,500	22,500	25,700	29,000	33,200	38,300	单身可
同	同	3DK	64.3	1	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	
同 余目アパー ト	東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	同	62.6	1	同	15,900	18,400	21,000	23,700	27,100	31,300	单身可
同 狩川アパー ト	同 狩川字山居22	同	58.0	2	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500	同
同 遊佐アパー ト	飽海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

- (ニ) 同居者に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年10月5日から同月9日までの午前10時から午後5時まで

ただし、郵送の場合は、令和2年10月9日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所
- 5 入居の時期 令和2年12月上旬